医療施設等設備整備費補助金交付要綱 （遠隔ICU部分）

（交付の対象）

１　この補助金は、次の事業を交付の対象とする。ただし、東京都及び川崎市が設置する設備の整備事業（(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(19)、(20)、（21）、過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）第１６条第１項第１号から第３号及び離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第１０条第１項第１号から第３号までに基づき実施する事業を除く。)については、交付の対象としないものとする。

（21）遠隔ICU体制整備促進事業

 昭和５２年７月６日医発第６９２号厚生労働省医政局長通知「救急医療対策事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

* 1. （略）
	2. 厚生労働大臣が適当と認める者が行う遠隔ICU体制整備促進事業に対して都道府県が補助する事業

（交付額の算定方法）

４ この補助金の交付額は、次の（１）から（７）により算出された額とする。ただし、施設ごとに算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

（４）３ 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

（21）イ 都道府県が補助する遠隔ICU体制整備促進事業

1. 次の表の第２欄に定める種目について、第３欄に定める基準額と第４欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する｡
2. アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １区分  | ２ 種 目  | ３ 基 準 額  | ４ 対 象 経 費  | ５補助率  | ６下限額  |
| 促進事業遠隔ICU 体制整備 | 情報通信機器  | １か所当たり  1. 支援側医療機関

120,000千円1. 依頼側医療機関

60,000千円 | 遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入 費    | ２分の１  | －  |